

「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定指針の見直し  
に関する有識者検討会」

第2回 議事次第

〔令和3年5月28日（金）  
10：00～12：00  
於：第1特別会議室〕

- 1 開会
- 2 論点2（労災の認定基準にない過重業務等の例の取扱い）について
- 3 論点3（勤務時間以外の負荷要因の追加・修正等）について
- 4 その他の見直しについて
- 5 閉会

以 上

心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定指針の  
見直しに関する有識者検討会 第2回検討会 資料一覧

(頁)

資料1 論点2 (労災の認定基準にない過重業務等の例の取扱い等について	…	1
資料2 論点3 勤務時間以外の負荷要因の追加・修正等について	…	2
資料3 その他の見直しについて	…	3

【参考資料】

労災の専門検討会における論点及び検討状況

以 上

## 論点2 労災の認定基準にない過重業務等の例の取扱い等について

現行の国公災の認定指針には、公務の特殊性を考慮して、労災の認定基準にない過重業務等の例が掲げられているが、これまでの認定事例も踏まえ、引き続き、維持するか。

### 労災の認定基準にない過重業務等の例

- ① 対外折衝等で著しい精神的緊張を伴うと認められる業務に相当程度の期間従事した場合
- ② 制度の創設・改廃、大型プロジェクトの企画・運営、組織の改廃等で特に困難と認められる業務に相当程度の期間従事した場合
- ③ 暴風雨、寒冷、暑熱等の特別な業務環境の下での業務を長時間にわたって行っていた場合
- ④ 特別な事態の発生により、日常は行わない強度の精神的又は肉体的な負荷を伴う業務の遂行を余儀なくされた場合

※①及び②の「相当程度の期間」は、おおむね3か月間程度を目安としつつ、業務量、業務内容等を勘案して判断。

### 論点 3 勤務時間以外の負荷要因の追加・修正等について

労災の検討会においては、労働時間以外の負荷要因について、「勤務時間の不規則性」、「事業場外における移動を伴う業務」、「心理的負荷を伴う業務」、「身体的負荷を伴う業務」、「作業環境」の5項目に分類・整理することとされ、その内容についても具体的な整理が行われることとなっている。国公災では、様々な要因を幅広く調査し、評価した上で、過重負荷を判断することとされているが、規定の追加・修正等の必要があるか。

#### ○ 国公災の認定指針における規定ぶり

（「通常の日常の業務に比較して特に質的に若しくは量的に過重な業務」に該当するかの）判断に当たっては、業務量（勤務時間、勤務密度）、業務内容（難易度、精神的緊張の大小、責任の軽重、強制性・裁量性の有無等）、業務形態（早出・遅出等不規則勤務、深夜勤務、休日勤務等）、業務環境（寒冷、暑熱等）等を評価すること。

（これに該当する業務として、勤務時間以外に挙げられている例は、）

- ・ 対外折衝等で著しい精神的緊張を伴うと認められる業務に相当程度の期間従事した場合
- ・ 制度の創設・改廃、大型プロジェクトの企画・運営、組織の改廃等で特に困難と認められる業務に相当程度の期間従事した場合
- ・ 暴風雨、寒冷、暑熱等の特別な業務環境の下での業務を長時間にわたって行っていた場合
- ・ 特別な事態の発生により、日常は行わない強度の精神的又は肉体的な負荷を伴う業務の遂行を余儀なくされた場合

（また、評価要素として、以下の事項を調査することになっている。）

発症前6か月間における「対外折衝等で精神的緊張を伴う勤務」、「制度の創設、組織の改廃等で困難な業務」、「寒冷、暑熱等特別な業務環境等の下での業務」、「特別な事態の発生により必要となった日常は行わない業務」、「早出、遅出等の不規則勤務」、「17時間30分を超えるような拘束時間の長い勤務」、休日勤務、深夜勤務、交替制勤務、宿日直勤務、出張（海外出張にあつては、時差の程度を含む。）、公務外出等の状況の詳細（これらの勤務等がある場合は、従事した期間、具体的な業務内容等について調査すること。）

## その他の見直しについて

これまでの公務災害認定事例等を踏まえ、以下の点について見直してはどうか。

(1) 「通常の日常の業務に比較して特に質的に若しくは量的に過重な業務」に該当する業務として掲げられている事例について、これまでの事例においても、業務の量的要因（主に超過勤務時間数）に比重を置いていることから、量的要因と質的要因に分けて記載してはどうか。

(2) 調査事項として、発症前1週間、1か月間、6か月間の勤務状況を調査することとなっているが、一方で、現行の認定指針2（2）の過重な業務の例としては、

- ・発症前1か月間に100時間程度の超過勤務を行った場合
- ・発症前2か月間以上にわたって1か月当たり80時間程度の超過勤務を継続的に行った場合

のみとなっている。発症前1週間の超過勤務の状況を考慮して公務災害と認定した事例もあることから、発症前1週間の業務量に関する例も記載してはどうか。

(例)「業務上の必要により、発症前1週間程度に、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずるような特に過重で長時間に及ぶ超過勤務を行った場合で、その勤務密度が通常の日常の業務と比較して同等以上であるとき」

(3) 調査事項として、発症前6か月間の勤務状況について、「著しい疲労の蓄積や過度のストレスの持続がある場合には、著しい増悪に関連があると認められるので、疲労の蓄積等があったかどうかという観点からも調査すること」とされているが、認定の基本的な考え方の一項目として明記してはどうか（認定指針全体の構成の見直しについては後述）。

(例)「「過重負荷」を評価するための期間は、個別案件ごとに異なるものであるが、長期間にわたる疲労の蓄積等も考慮する観点から、発症前6か月間程度となる場合があることに留意すること。」

- (4) 上記(2)の記載を追加した場合、論点2の過重業務の①及び②について、当該業務に「相当程度の期間」従事した場合とされており、その「相当程度の期間」は「おおむね3か月程度を目安としつつ、業務量、業務内容等を勘案して判断する」とされているが、この規定は必要か。

### **(参考)**

現行の認定指針について、大きく考え方を変えるものではないが、「精神疾患等の公務災害の認定について（通知）」などを参考に、より分かりやすくなるよう、全体の構成等を見直す方向で検討中。

#### **(構成のイメージ)**

- 1 心・血管疾患及び脳血管疾患を公務上の災害と認定するに当たっての基本的な考え方
- 2 本認定指針の対象となる疾患
- 3 過重負荷を判断するための着眼点
- 4 認定のための調査事項
- 5 認定手続き等

以 上